

広島県告示第六百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成二十年七月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名		氏名	住所	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
三原市港町三丁目六番六号	株式会社リアルサポルト 代表者 猶寄洋行					
三原市館町一丁目一番三 一〇三号	有限会社岡崎プランニング 代表者 岡崎格三	三原市館町一丁目一番三 一〇三号	三原市館町一丁目一番三 一〇三号	平成二〇年七月二十八日(月) 午後二時から午後二時三〇分	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下 入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。
広島市中区十日市町二丁目九番八号	有限会社カンセイコーポレーション 代表者 筒井貫清	広島市中区十日市町二丁目九番八号	広島市中区十日市町二丁目九番八号	平成二〇年七月二十八日(月) 午後一時三〇から午後二時	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下 入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。